

申告書作成「消費税」

CONTENTS

第1章 申告書の提出

テーマ0 テキストの構成	2
■テキストの構成を知る！	
テーマ1 確定申告書と付表の関係	4
■付表は控除対象仕入税額の計算の明細書！	
テーマ2 確定申告書の記載方法	24
■国税と地方消費税の関係は！	
テーマ3 確定申告書の提出期限	42
■消費税は期限までに納付する！	
テーマ4 中間申告書	46
■中間申告書の原則は前期実績方式！	
テーマ5 経理方法等	52
■税込経理は損益に影響する！	

第2章 届出書の提出

テーマ1 消費税の届出書	60
■期日までに届出書を提出する！	
テーマ2 課税事業者の選択	78
■還付になる場合には課税事業者を選択！	
テーマ3 課税期間の短縮・変更	94
■輸出業者等は課税期間を短縮！	
テーマ4 課税売上割合に準ずる割合	106
■準ずる割合は承認申請が必要！	
テーマ5 納税義務の判定方法	114
■基準期間における課税売上高等の計算は！	

第3章 課税の対象

テーマ1 課税対象取引	126
■消費税の対象取引は買物行為！	
テーマ2 課税取引・非課税取引	142
■課税取引は無限・非課税取引は限定列举！	
テーマ3 課税標準	158
■課税標準は課税取引が前提！	
テーマ4 免税取引（輸出取引）	168
■輸出品等消費税は課税されない！	

第4章 その他の税額控除

テーマ1 売上返還等 176

■売上げのマイナスは申告書で控除！

テーマ2 貸倒れ等 182

■売上代金の貸倒れは申告書で控除！

第5章 控除対象仕入税額（原則課税方式）

テーマ1 仕入税額控除の時期 190

■仕入れに係る消費税は買い物の都度控除！

テーマ2 課税仕入れ等の判定 194

■課税仕入れ等の確定が重要！

テーマ3 課税売上割合 206

■非課税売上高が大きいときは要注意！

テーマ4 棚卸資産の調整 230

■前期免税事業者等は要注意！

テーマ5 仕入返還等 236

■仕入れのマイナスは申告書で加算！

テーマ6 帳簿等の保存 240

■原則課税は帳簿等の保存が必要！

第6章 控除対象仕入税額（簡易課税方式）

テーマ1 簡易課税制度の選択 244

■計算が煩雑な場合等には簡易課税を選択！

テーマ2 みなし仕入率 256

■みなし仕入率を研究する！

テーマ3 2以上の事業を営む場合 274

■2種類以上の事業を営む場合のみなし仕入率！

第7章 リバースチャージ制度

テーマ1 電気通信利用役務の提供 288

■インターネットを使ったサービスの提供！

テーマ2 特定役務の提供 294

■国外事業者による芸能・スポーツ等の役務の提供！

テーマ3 特定課税仕入れ 296

■リバースチャージ等のまとめ！

第8章 軽減税率制度

テーマ1 軽減税率制度 306

■軽減対象は「飲食料品の譲渡」と「新聞の譲渡」！

テーマ2 計算方法 318

■税率ごとに区分して計算！

第9章 税率に関する経過措置

テーマ1 経過措置とは 346

■要件を満たせば強制適用！

テーマ2 経過措置規定 350

■適用期日に注意！

■本講義・教材の内容及び関係法令書類につきましては，令和4年4月1日現在に公表されている法令等に基づき作成しております。

 メモ欄

第1章 申告書の提出

0

テキストの構成

テキストの構成を知る！

Theme

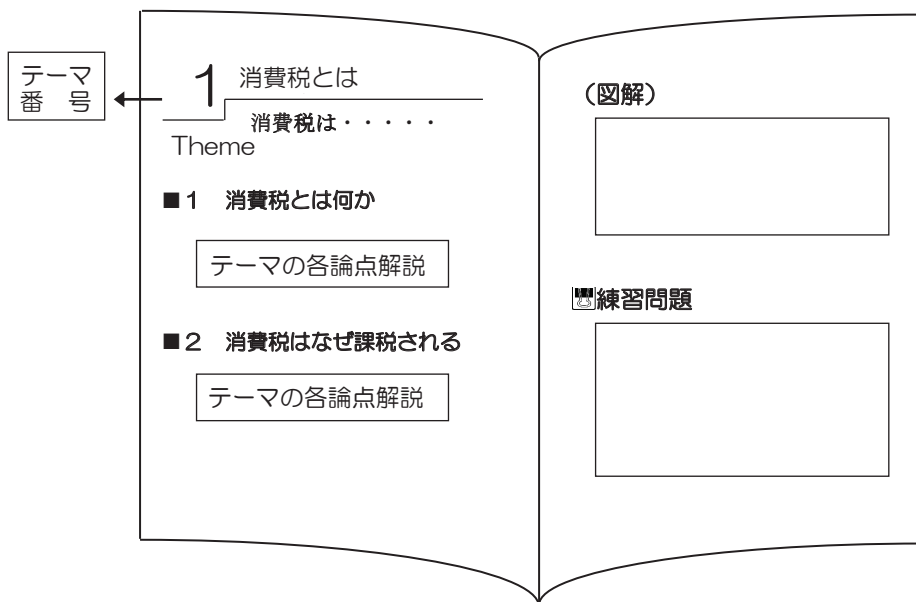
■1 消費税実務トレーニングの学習を始めるにあたって

消費税は、日々の仕訳と密着している税法科目です。

また、消費税の届出書は基本的に前課税期間末までに行わなければならないこととされており、届出のタイミングに注意を要するのが特徴です。

本講座では、実務的にも重要な消費税を解説し、実践力を養成します。

📖 レジューメの構成





A large, empty rectangular box intended for writing a memo or note.

1

確定申告書と付表の関係

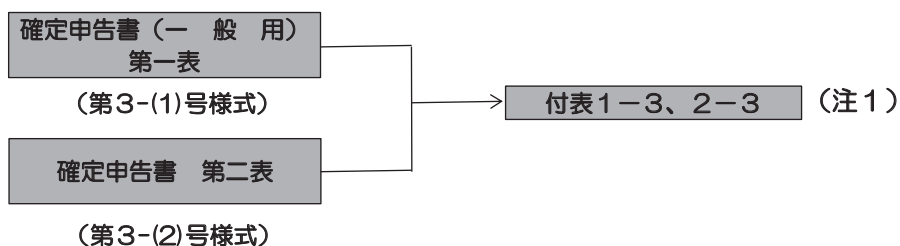
付表は税率別消費税額及び控除対象仕入税額等の計算表！

Theme

■ 1 付表の提出

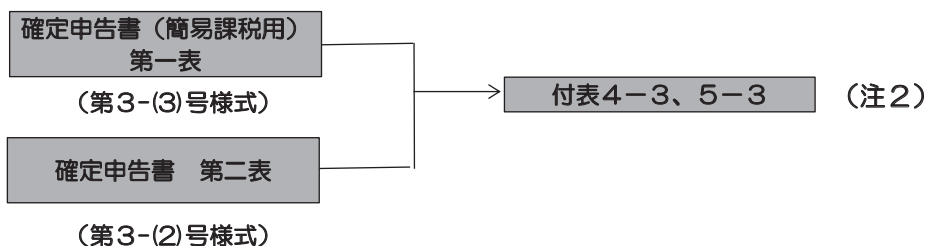
消費税の確定申告書には、付表の提出が義務付けられています。付表は税率別消費税額計算表及び控除対象仕入税額等の計算表のことで、控除対象仕入税額的方式が、原則課税か簡易課税かに応じて次のように区分されます。

(1) 原則課税による場合



(注1) 旧税率の適用がある場合には、付表1-1、1-2及び付表2-1、2-2を使用します

(2) 簡易課税による場合



(注2) 旧税率の適用がある場合には、付表4-1、4-2及び付表5-1、5-2を使用します

■2 一般用

(1) 確定申告書（第一表）

第3-(1)号様式

G K O 3 0 4

令和 5年 5月 20日	神田	税務署長殿
納税地	東京都千代田区神田三崎町3-3-0 (電話番号 03-3518-6779)	
(フリガナ)	タカタカブシキカイシャ	
法人名	TAC株式会社	
法人番号		
(フリガナ)	ワタナベヒロ	
代表者氏名	和田 一郎	

※	一連番号	翌年以降 送付不要	法人用
税務署	申告年月日	令和 年 月 日	
申告区分	指導等	斤指定	局指定
通信日付印	確認		
処理	年 月 日		
欄	指導 年 月 日	相談 区分1 区分2 区分3	
	令和 年 月 日		

自 平成 04年04月01日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書
至 令和 05年03月31日
(中間申告 自 平成 年 月 日) 令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)
(対象期間 至 令和 年 月 日)

この申告書による消費税の税額の計算									
課税標準額	①	1000000000	03						
消費税額	②	78000000	06						
控除過大調整税額	③		07						
控除還等対価に係る税額	④	5238480	08						
控除税額	⑤		09						
控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	5238480	10						
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧		13						
差引税額(②+③-⑦)	⑨	2561500	15						
中間納付税額	⑩		16						
納付税額(⑩-⑨)	⑪	2561500	17						
中間納付還付税額(⑩-⑪)	⑫		18						
この申告書が修正申告である場合	⑬		19						
差引納付税額	⑭		20						
課税売上割合	⑮	100000000	21						
課税資産の譲渡等の対価の額	⑯	100070000	22						
この申告書による地方消費税の税額の計算									
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰		51						
差引税額	⑱	2561500	52						
還付額	⑲		53						
課税納税額	⑳	722400	54						
中間納付還付税額	㉑		55						
納付還付税額(㉑-㉒)	㉒	722400	56						
中間納付還付還付税額(㉑-㉒)	㉓		57						
この申告書が修正申告である場合	㉔		58						
差引納付還付税額	㉕		59						
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	3283900	60						

付記事項	割賦基準の適用	☐ 有 ☒ 無	31
	延払基準等の適用	☐ 有 ☒ 無	32
	工事進行基準の適用	☐ 有 ☒ 無	33
	現金主義会計の適用	☐ 有 ☒ 無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐ 有 ☒ 無	35
	控除税額	個別対応方式 ☐ 一括比例配分方式 ☐	41
	課税売上割合95%未満	☐	
	上記以外	☒ 全額控除	
項目	基準期間の課税売上高	120,000千円	
通す	銀行	本店・支店	
付する	金庫・現金	出張所	
と受	農協・信託	本所・支所	
金	預金口座番号		
融	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-	
け	郵便局名等		
う	※税務署整理欄		
間	税理士名	(電話番号)	
	税理士法第30条の書面提出有		
	税理士法第33条の2の書面提出有		

第1章 申告書の提出

(2) 確定申告書（第二表）

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

納税地	東京都千代田区神田三崎町3-3-0 (電話番号 03-3518-6779)
(フリガナ)	タツタエズシキカイシャ
法人名	TAC株式会社
(フリガナ)	タツエチヨウ
代表者氏名	和田 一郎

G K 0 6 0 1

整理番号	00445699	法人用
改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	☒	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	☒	附則38② 52
小売等軽減売上割合	☒	附則39① 53

第二表

自 平成 04 年 04 月 01 日
至 令和 05 年 03 月 31 日
課税期間分の消費税及び地方
消費税の(確定)申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日
令和元年十月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	1000000000	01
※申告書(第一表)の①欄へ			

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 %適用分	②		02
	4 %適用分	③		03
	6.3 %適用分	④		04
	6.24 %適用分	⑤		05
	7.8 %適用分	⑥	1000000000	06
		⑦	1000000000	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 %適用分	⑧		11
	7.8 %適用分	⑨		12
		⑩		13

消費税額	⑪	78000000	21	
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪の内訳	3 %適用分	⑫		22
	4 %適用分	⑬		23
	6.3 %適用分	⑭		24
	6.24 %適用分	⑮		25
	7.8 %適用分	⑯	78000000	26

返還等対価に係る税額	⑰		31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ				
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)		⑳	2561500	41
	4 %適用分	㉑		42
	6.3 %適用分	㉒		43
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	2561500	44

(3) 付表1-3

第4-(9)の様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		令和 4. 4. 1～令和 5. 3. 31	氏名又は名称	T A C株式会社		
区 分		税率6.21%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合 計 C (A+B)		
課税標準額		①	②	③		
① 課税資産の譲渡等の対価の額		100,000,000	100,000,000	100,000,000		
② 特定課税仕入れに係る支払対価の額		100,000,000	100,000,000	100,000,000		
③ 消費税額		7,800,000	7,800,000	7,800,000		
④ 控除過大税額						
⑤ 控除対象仕入れ税額		5,238,480	5,238,480	5,238,480		
⑥ 返還等対価に係る税額						
⑦ 売上げの返還等対価に係る税額						
⑧ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額						
⑨ 貸倒れに係る税額						
⑩ 控除税額小計(⑤-⑨)		5,238,480	5,238,480	5,238,480		
⑪ 控除不足還付税額(⑩-⑧)						
⑫ 差引税額(⑩+⑧-⑪)				2,561,500		
⑬ 控除不足還付税額(⑫)						
⑭ 差引税額(⑫)				2,561,500		
⑮ 譲渡付税額						
⑯ 納税額				722,400		

注記 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(第3.4.1以降終了課税基期間)

(4) 附表2-3

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

[illegible]

1. 前 提

- (1) 当社は消費税の経理方式として税込経理方式を採用している。
- (2) 商品は非課税とされるものではない。
- (3) 与えられた取引はすべて国内取引の要件を満たしている。
- (4) 当社は設立以来、課税事業者に該当している。

2. 当課税期間（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の資料

（収入等に関する事項）

- (1) 商品売上高 110,000,000円
- (2) 受取利息 70,000円

受取利息は、源泉税控除前の金額である。

（支出等に関する事項）

- (1) 商品仕入高 72,050,000円
- (2) 水道光熱費 726,000円
- (3) 広告宣伝費 1,100,000円
- (4) 支払保険料 240,000円
- (5) 支払利息 110,000円

（解 答）

(1) 課税売上割合

① 課税売上高

$$110,000,000円 \times 100 / 110 = 100,000,000円 \leq 500,000,000円$$

② 非課税売上高

$$70,000円$$

③ 課税売上割合

$$\frac{\text{①}}{\text{①} + \text{②}} = 0.99930\cdots \geq 95\% \quad \therefore \text{全額控除する。}$$

(2) 課税仕入れ等の税額

$$72,050,000円 + 726,000円 + 1,100,000円 = 73,876,000円$$

$$73,876,000円 \times 7.8 / 110 = 5,238,480円$$

・ 付表2－3の記載方法

(1) 課税売上割合の計算過程

①～⑧欄を使用します。

	項 目	
①	課税売上額（税抜き）	「分子」を構成。
②	免税売上額	
③	非課税資産の輸出金額など	
④	①＋②＋③	
⑤	上記④の金額	「分母」を構成。
⑥	非課税売上額	
⑦	⑤＋⑥	
⑧	課税売上割合（④／⑦）	

(2) 課税仕入れ等の税額の合計額（仕入れに係る消費税額）

⑨～⑮欄を使用します。個別対応方式や一括比例配分方式の基礎となる支払った消費税額などを記載します。

	項 目	
⑨	課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	「国内」での支払消費税。
⑩	課税仕入れに係る消費税額 $\left[⑨ \times \frac{7.8}{110} \right]$	
⑪	特定課税仕入れに係る支払対価の額	「特定課税仕入れ」を行った場合の支払消費税。
⑫	特定課税仕入れに係る消費税額 $\left[⑪ \times \frac{7.8}{100} \right]$	
⑬	課税貨物に係る消費税額	「税関」への支払消費税。
⑭	棚卸資産の調整金額（加算又は減算）	
⑮	⑩＋⑫＋⑬±⑭	→ 第5章の4参照。

(3) 控除対象仕入税額

⑯～㉔欄を使用します。貸倒回収に係る消費税額は㉔欄で調整します。

項 目		
⑯	課税売上高が 5億円以下、 かつ、課税売 上 割 合 が 95%以上の 場 合	(上記⑮の金額)
⑰	課税売上高が	⑮のうち課税対応分
⑱	5億円超、又	⑮のうち共通対応分 個別対応方式
⑲	は、課税売上	
⑲	割合が95%	
㉑	未 満 の 場 合	一括比例配分方式
㉒	控 除 税 額 の 調 整	調整対象固定資産の調整
㉓		居住用賃貸建物の調整
㉔		控除対象仕入税額

課税売上割合（概要）

(1) 内 容

課税売上割合とは、事業者のその課税期間における非課税売上高が全体の一定割合以上となった場合に、控除対象仕入税額の計算上使用される割合であり、次の算式により算出されます。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{(2) 課税売上高} + \text{(3) 免税売上高}}{\text{(1) 非課税売上高} + \text{(2) 課税売上高} + \text{(3) 免税売上高}}$$

売上げの認識

国内 取引	1	不課税売上げ			
	2	4 要件 を 満たすもの	(1)	非課税売上げ	
			(2)	課税売上げ	
			(3)	免税売上げ	← 輸出取引等に係るものです。

(2) 控除対象仕入税額と課税売上割合の関係

- ① その課税期間の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の事業者（通常のケース）

買い物の際、支払った消費税の全額が申告書上控除されます。

- ② その課税期間の課税売上高が5億円超、又は、課税売上割合が95%未満の事業者

買い物の際、支払った消費税のうち一定額までしか控除ができません。

(3) 課税売上割合算定上の留意点

① 税抜金額で算定します。

課税売上割合は税抜金額で算定します。免税売上高や非課税売上高はもともと消費税が含まれていませんので、税抜修正は不要です。

また、不課税売上高は消費税の計算上、一切使用しません。

② 純売上高で算定します。

売上げに係る対価の返還等の金額を控除した純売上高で算定します。

③ 有価証券等の譲渡代金には5%を乗じます。

有価証券等を譲渡した場合には、譲渡対価の5%相当額を分母の非課税売上高に算入します。

これにより、流通性の高い株の売買などを繰り返した場合においても、課税売上割合が著しく低くならないように調整を行っています。

第1章 申告書の提出

練習問題

次の資料に基づき、課税売上割合を求めなさい。

1. 前 提

- (1) 当社は消費税の経理方式として税込経理方式を採用している。
- (2) 商品は非課税とされるものではない。
- (3) 与えられた取引はすべて国内取引の要件を満たしている。
- (4) 当社は設立以来、課税事業者に該当している。

2. 当課税期間（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の資料

（収入等に関する事項）

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 商品売上高 | 110,000,000円 |
| (2) 受取利息 | 90,000円 |
| 受取利息は、源泉税控除前の金額である。 | |
| (3) 土地売却収入 | 24,870,000円 |
| (4) 株式売却収入 | 800,000円 |

（解 答）

課税売上割合

- (1) 課税売上高・免税売上高

$$110,000,000円 \times 100 / 110 = 100,000,000円$$

- (2) 非課税売上高

$$90,000円 + 24,870,000円 + 800,000円 \times 5\% = 25,000,000円$$

- (3) 課税売上割合

$$\frac{(1)}{(1) + (2)} = 80\%$$

■3 簡易課税用

(1) 確定申告書（第一表）

第3-(3)号様式

令和 5年 5月 20日	神山	税務署長殿
納税地	東京都千代田区神山三崎町3-3-0 (電話番号 03-3518-6779)	
(フリガナ)	タカノカブシキカイシャ	
法人名	TAC株式会社	
法人番号		
(フリガナ)	ワダイチロウ	
代表者氏名	和田 一郎	

※	一連番号	32年以降 送付不要
税務署	申告年月日	令和 年 月 日
署	申告区分	指導等 庁指定 局指定
処	通信日付印	確認
理	年 月 日	
欄	指導年 月 日	相談区分1 区分2 区分3
	令和 年 月 日	

法人用
第一表

自 平成 04 年 04 月 01 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書
至 令和 05 年 03 月 31 日
(中間申告 自 平成 年 月 日) 令和元年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)
(の場合の 対象期間 至 令和 年 月 日)

この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額	①
消費税額	②
貸倒回収に係る消費税額	③
控除対象仕入税額	④
返還等対価に係る税額	⑤
貸倒れに係る税額	⑥
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧
差引税額 (②+③-⑦)	⑨
中間納付税額	⑩
納付税額 (⑨-⑩)	⑪
中間納付還付税額 (⑧-⑨)	⑫
この申告書 が提出する 既確定税額	⑬
差引納付税額	⑭
この課税期間の課税売上高	⑮
基準期間の課税売上高	⑯
この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税 の課税標準 額	⑰
差引税額	⑱
課税 額	⑲
納税額	⑳
中間納付課税額	㉑
納付課税額 (㉑-㉒)	㉒
中間納付還付課税額 (㉑-㉒)	㉓
この申告書 が提出する 既確定課税額	㉔
差引納付課税額	㉕
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖

付記事項	割賦基準の適用	有	無	31
	延払基準等の適用	有	無	32
	工事進行基準の適用	有	無	33
	現金主義会計の適用	有	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有	無	35
区別	区分1 課税売上高(免税売上高を除く)	売上割合%		36
区別	第1種			37
区別	第2種			38
区別	第3種			39
区別	第4種			40
区別	第5種			41
区別	第6種			42
区別	特例計算適用(令57③)	有	無	43
還付を受ける全額	銀行	本店・支店		
	金庫・組合	出張所		
	農協・協同	本所・支所		
預金口座番号				
ゆうちょ銀行の 貯金記号番号				
郵便局名等				
※税務署整理欄				
税理士 署名				
(電話番号)				
	税理士法第30条の書面提出有			
	税理士法第33条の2の書面提出有			

第1章 申告書の提出

(2) 確定申告書（第二表）

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

納税地	東京都千代田区神田三崎町3-3-0 (電話番号 03-3518-6779)
(フリガナ)	タツタカホシキカイシャ
法人名	TAC株式会社
(フリガナ)	タダイトヨウ
代表者氏名	和田 一郎

G K 0 6 0 1

整理番号	00445699	法人用
改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	☒	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	☒	附則38② 52
小売等軽減売上割合	☒	附則39① 53

第二表

自 平成 04 年 04 月 01 日	課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書	中間申告 自 平成 年 月 日	令和元年十月一日以後終了課税期間分
至 令和 05 年 03 月 31 日		対象期間 至 令和 年 月 日	

課税標準額	①	十 百 十 千 百 十 万 千 百 十 円	
※申告書(第一表)の①欄へ			50000000000001

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤		05
	7.8 % 適用分	⑥		06
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額(注1)	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
		⑩		13

消費税額	⑪	3900000000	21	
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭		24
	6.24 % 適用分	⑮		25
	7.8 % 適用分	⑯		26

返還等対価に係る税額	⑰		31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ				
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額(注2)	4 % 適用分	⑳		41
	6.3 % 適用分	㉑		42
	6.24 % 適用分	㉒		43
	6.24 % 及び 7.8 % 適用分	㉓		44

第1章 申告書の提出

(3) 付表4-3

第4-(11)号様式
付表4-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡 易

課税期間		令和 4. 4. 1～令和 5. 3. 31		氏名又は名称		T A C株式会社	
区 分		税率6.21% 適用分 A		税率7.8% 適用分 B		合 計 C (A + B)	
課 税 標 準 額	①	円		円		円	
	①	50,000,000		50,000,000		50,000,000	
課税資産の譲渡等 の 対 価 の 額	①	50,000,000		50,000,000		50,000,000	
	I						
消 費 税 額	②	3,900,000		3,900,000		3,900,000	
	②						
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	③						
	③						
控 除 対 象 仕 入 税 額	④	3,510,000		3,510,000		3,510,000	
	④						
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤						
	⑤						
貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑥						
	⑥						
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	⑦	3,510,000		3,510,000		3,510,000	
	⑦						
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧						
	⑧						
差 引 税 額 (②+③-⑦)	⑨	390,000		390,000		390,000	
	⑨						
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 額	⑩						
	⑩						
差 引 税 額 (⑩)	⑪	390,000		390,000		390,000	
	⑪						
譲 渡 割 額	⑫						
	⑫						
納 税 額	⑬	110,000		110,000		110,000	
	⑬						

注 意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
(注) 10.1以後終了課税期間4年

第1章 申告書の提出

(4) 付表5-3

第4-(12)号様式

付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表

簡易

課税期間	令和 4. 4. 1～令和 5. 3. 31	氏名又は名称	T A C 株式会社
------	------------------------	--------	------------

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A + B)
課税標準額に 対する消費税額 ①	(付表4-3の①A欄の金額) 円	(付表4-3の①B欄の金額) 円	(付表4-3の①C欄の金額) 円
貸倒回収に係る消費税額 ②	(付表4-3の②A欄の金額)	(付表4-3の②B欄の金額)	(付表4-3の②C欄の金額)
売上対価の返還等に係る消費税額 ③	(付表4-3の③A欄の金額)	(付表4-3の③B欄の金額)	(付表4-3の③C欄の金額)
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (① - ② - ③) ④		3,900,000	3,900,000

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A + B)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	※付表4-3の⑤A欄へ 円	※付表4-3の⑤B欄へ 円	※付表4-3の⑤C欄へ 円
		3,510,000	3,510,000

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A + B)
事業区分別の合計額 ⑥	円	円	円
第一種事業 (卸売業) ⑦			※第一表「事業区分」欄へ %
第二種事業 (小売業等) ⑧			※ * %
第二種事業 (製造業等) ⑨			※ * %
第四種事業 (その他) ⑩			※ * %
第五種事業 (サービス業等) ⑪			※ * %
第六種事業 (不動産業) ⑫			※ * %

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A + B)
事業区分別の合計額 ⑬	円	円	円
第一種事業 (卸売業) ⑭			
第二種事業 (小売業等) ⑮			
第二種事業 (製造業等) ⑯			
第四種事業 (その他) ⑰			
第五種事業 (サービス業等) ⑱			
第六種事業 (不動産業) ⑲			

注 1 金額(円)にあっては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 税率(売上)が2%未満の消費税又は3%未満の消費税(売上対価の返還等の税額)があり、売上(収入)金額の7割以上が適用して計算されている場合には、⑦から⑲欄には売上対価の返還等の税額(税抜き)を記載した後の金額を記載する。

(1/2)

(第1.10.1)以後「課税期間用」

第1章 申告書の提出

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細
イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A + B)
①×①仕入率 $\left(\frac{① \times 9\% + ② \times 8\% - ③ \times 7\% + ④ \times 6\% - ⑤ \times 5\% + ⑥ \times 4\%}{⑦} \right)$ ⑧			

ロ 特例計算を適用する場合
(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A + B)
$(\text{取引先C} \times \text{80/90} + \text{取引先D} \times \text{80/90} + \text{取引先E} \times \text{80/90}) \geq 75\%$ $\times \text{みなし仕入率}(90\% \cdot 60\% \cdot 60\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)$	円	円	円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A + B)
第一号事業及び第一号事業 (①A - ⑧C) / ⑧C ≥ 70%	① × $\frac{⑩ \times 90\% + (⑬ - ⑩) \times 80\%}{⑬}$	㉔		
第一号事業及び第二号事業 (①A - ⑧C) / ⑧C ≥ 70%	① × $\frac{⑩ \times 90\% + (⑬ - ⑩) \times 70\%}{⑬}$	㉕		
第一号事業及び第四号事業 (①A - ⑧C) / ⑧C ≥ 70%	① × $\frac{⑩ \times 90\% + (⑬ - ⑩) \times 60\%}{⑬}$	㉖		
第一号事業及び第五号事業 (①A - ⑧C) / ⑧C ≥ 75%	① × $\frac{⑩ \times 90\% + (⑬ - ⑩) \times 50\%}{⑬}$	㉗		
第一号事業及び第六号事業 (①A - ⑧C) / ⑧C ≥ 75%	① × $\frac{⑩ \times 90\% + (⑬ - ⑩) \times 40\%}{⑬}$	㉘		
第二号事業及び第一号事業 (①B - ⑨C) / ⑨C ≥ 75%	① × $\frac{⑬ \times 80\% + (⑬ - ⑬) \times 70\%}{⑬}$	㉙		
第二号事業及び第四号事業 (①B - ⑨C) / ⑨C ≥ 75%	① × $\frac{⑬ \times 80\% + (⑬ - ⑬) \times 60\%}{⑬}$	㉚		
第二号事業及び第六号事業 (①B - ⑨C) / ⑨C ≥ 75%	① × $\frac{⑬ \times 80\% + (⑬ - ⑬) \times 50\%}{⑬}$	㉛		
第三号事業及び第六号事業 (①C - ⑩C) / ⑩C ≥ 75%	① × $\frac{⑬ \times 80\% + (⑬ - ⑬) \times 40\%}{⑬}$	㉜		
第三号事業及び第四号事業 (①C - ⑩C) / ⑩C ≥ 75%	① × $\frac{⑬ \times 70\% + (⑬ - ⑬) \times 60\%}{⑬}$	㉝		
第三号事業及び第五号事業 (①C - ⑩C) / ⑩C ≥ 70%	① × $\frac{⑬ \times 70\% + (⑬ - ⑬) \times 50\%}{⑬}$	㉞		
第四号事業及び第五号事業 (①D - ⑪C) / ⑪C ≥ 70%	① × $\frac{⑬ \times 60\% + (⑬ - ⑬) \times 50\%}{⑬}$	㉟		
第四号事業及び第六号事業 (①D - ⑪C) / ⑪C ≥ 75%	① × $\frac{⑬ \times 60\% + (⑬ - ⑬) \times 40\%}{⑬}$	㊱		
第五号事業及び第六号事業 (①E - ⑫C) / ⑫C ≥ 75%	① × $\frac{⑬ \times 50\% + (⑬ - ⑬) \times 40\%}{⑬}$	㊲		

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
選択可能な計算区分(⑤～⑧)の内から選択した金額	⑦ 空欄(※500円未満)	⑧ 空欄(※500円未満)	⑨ 空欄(※500円未満)

注 意 金額の計算においては、1日未満の端数を切り捨てる。

(31.10.1 以後終了課程期間中)

第1章 申告書の提出

1. 前 提

- (1) 当社は消費税の経理方式として税込経理方式を採用している。
- (2) 商品は非課税とされるものではない。
- (3) 与えられた取引はすべて国内取引の要件を満たしている。
- (4) 当社は設立以来、課税事業者該当しており、当課税期間に係る「基準期間における課税売上高」は 48,000,000円である。
- (5) 当社は前期末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している。

2. 当課税期間（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の資料

（収入等に関する事項）

- (1) 商品売上高 55,000,000円
（すべて事業者に対して販売している。）
- (2) 受取利息 40,000円
源泉税控除前の預金利息である。

（解 答）

I 消費税の税額計算

1. 課税標準額に対する消費税額

- (1) 課税標準額（千円未満切捨）
 $55,000,000円 \times 100 / 110 = 50,000,000円$
- (2) 課税標準額に対する消費税額
 $(1) \times 7.8\% = 3,900,000円$

2. 控除税額

控除対象仕入税額
 $3,900,000円 \times 90\% = 3,510,000円$

（解 説）

本問においては、商品をすべて事業者に対して販売しているため、みなし仕入率は90%で解答します。

 付表 5－3 の記載方法

(1) 簡易課税の基礎とされる税額の計算過程

①～④欄を使用します。

	項 目
①	課税標準額に対する消費税額
②	貸倒回収に係る消費税額
③	返還等対価に係る税額
④	①＋②－③

→ 〔貸倒処理した金額を回収した場合に使用します。〕

(2) 1 種類の事業のみを営む事業者の控除対象仕入税額

⑤欄を使用します。

	項 目
⑤	控除対象 仕入税額
	④×〔90%、80%、70% 60%、50%、40%〕

第1章 申告書の提出

(3) 2種類以上の事業を営む事業者の控除対象仕入税額

⑥～⑯欄を使用します。

まずは、⑥～⑫欄に業種別課税売上高と売上割合を記載します。

業種別課税売上高（税抜き）			
⑦ ～ ⑫ の 合 計	⑥	×××円	売上割合
第一種事業（卸売業）	⑦		%
第二種事業（小売業等）	⑧		
第三種事業（製造業等）	⑨		
第四種事業（その他）	⑩		
第五種事業（サービス業等）	⑪		
第六種事業（不動産業）	⑫		

次に、⑬～⑱欄に業種別消費税額を記載します。

業種別消費税額		
⑭ ～ ⑱ の 合 計	⑬	×××円
第一種事業（卸売業）	⑭	
第二種事業（小売業等）	⑮	
第三種事業（製造業等）	⑯	
第四種事業（その他）	⑰	
第五種事業（サービス業等）	⑱	
第六種事業（不動産業）	⑲	

そして、⑳～㉔欄に原則（加重平均値によるもの。）による場合の控除対象仕入税額と特例（一事業で75%以上になる場合等。）による場合の控除対象仕入税額を記載します。

控除対象仕入税額の計算式区分				
㉔	原則	$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + \textcircled{15} \times 80\% + \textcircled{16} \times 70\% + \textcircled{17} \times 60\% + \textcircled{18} \times 50\% + \textcircled{19} \times 40\%}{\textcircled{13}}$		
㉕	特例	1種類の事業で75%以上	例： $\frac{\textcircled{7}}{\textcircled{6}} \geq 75\%$	$\textcircled{4} \times 90\%$
㉖ ～ ㉔		2種類の事業で75%以上	例： $\frac{\textcircled{7} + \textcircled{8}}{\textcircled{6}} \geq 75\%$	$\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 80\%}{\textcircled{13}}$
㉔	控除対象仕入税額（㉔～㉔の最大）			